

千葉県地域リハビリテーション協議会運営要綱

(設置及び目的)

第1条 生活の基盤である「在宅」及び「地域社会」において、寝たきりとなることを防止するために、成人（高齢者を含む）が、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進を目的として、「千葉県地域リハビリテーション協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

なお、この協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- 1 地域リハビリテーション連携指針の検討に関する事。
- 2 千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整に関する事。
- 3 地域におけるリハビリテーション支援体制に関する事項
- 4 その他、地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、協議会員20名以内で構成することとする。

協議会員は、関係者、保健・医療・福祉等関係団体の代表及び関係行政機関代表等から構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長各一人を置くこととし、協議会員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 県は、必要に応じて、地域でのリハビリテーション利用者等の代表から意見を聴くことができる。
- 6 県は、必要があると認めたときは、協議会員以外のものの出席を求めることができる。

(会 議)

第4条 協議会は、必要に応じて県が招集し、会長がその議長となる。

(検討部会)

第5条 協議会に、次の検討部会を置くことができる。

(1) 地域リハビリテーション検討部会

(2) その他協議会が必要と認める検討部会

2 検討部会の構成員は、9名以内とし、会長が指名した者とする。

3 検討部会は、構成員の互選により座長を置き、座長は検討部会の会務を総理する。

(事務局)

第6条 協議会・検討部会の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、県が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成13年3月30日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年6月1日から施行する。